

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の生涯教育及び資格更新に関する内規

(目 的)

第1条 本内規は、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則第5条に基づき、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医）の生涯教育及び資格更新について定めるものである。

(生涯教育基準)

第2条 生活期認定医の資格更新に係わる生涯教育基準は、本第2項に定めるところにより5年間に70単位以上を履修し、生活期リハビリテーション医療に関する活動報告を提出するものとする。

単位の申請には、学会等の参加証あるいはそれに相当する書類のコピー、論文・抄録のコピーを添付する必要がある。生活期リハビリテーション医療に関連する内容か否かは、添付されたコピー等の内容を認定委員会で判断する。

2 更新単位及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 日本生活期リハビリテーション医学会学術集会の参加単位：40単位以上(必須2回)。
 - (2) 別表の(2)(3)に定める日本生活期リハビリテーション医学会生涯教育研修等：30単位以上。
 - (3) 活動報告：さまざまな生活期リハビリテーション医学・医療にかかわる臨床活動、研究活動、研究論文、総説等の原稿、在宅医療についての講演、他、さまざまな活動の報告書など
- 3 10年以上の生活期認定医歴を有し、かつ65歳以上で、更新したものもしくは理事会で推薦および承認のあったものにあつては、本条第2項の定める履修等を免除し、70歳となる年度の4月1日を起点として生活期認定医（終身）とする。
- 4 60歳以上で生活期認定医を取得したものにあつては、2回更新後に生活期認定医（終身）とする。
- 5 前項3の理事会で推薦および承認のあったものとは、更新の時点で、60歳以上でかつ会員歴20年以上のものを基準とする。

(生涯教育研修)

第3条 生涯教育研修は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会学術集会会長が主催する教育講演
 - (2) 本医学会が主催する研修
- 2 生涯教育研修の講習内容や手続き等は、別に定める。

(資格更新)

第4条 生活期認定医の資格更新は、5年毎に行う。

- 2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。
- 3 資格更新手続きは、別に定める。

(改廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

- 1 本規則は、令和7年4月1日から施行する。